

国保・後期高齢者の保険証の斉更新 7月31日迄までに新しい保険証が届きます
 保健福祉課 ☎ 22-3041 住民生活課 ☎ 25-2511

保険証の有効期限は7月31日迄までとなっています。新しい保険証は7月下旬、世帯主に特定記録郵便で郵送します。記載事項に間違いがないかご確認のうえ、8月1日からの受診時にご使用ください。

8月1日☎から使える新しい保険証は
7月下旬までに特定記録郵便で郵送
 いまお使いの保険証の有効期限は

7月31日☎まで

有効期限を過ぎた保険証は、**同封の返却用封筒に入れて自治会長へ渡すか、本庁保健福祉課、支所住民生活課へ返却してください。**

- つぎに該当する方は窓口へご相談ください**
- ▶ 住所が町外の「マル学保険証」を交付されている方は在学証明書をご準備ください。
[4月に提出された方は不要]
 - ▶ 国保以外(後期高齢を除く)の健康保険に切り替わって役場へ届出をしていない方
 - ▶ 75歳未満で社会保険、国民健康保険のいずれにも加入されていない方(生活保護受給者を除く)

国保税に滞納がある方 ※納税相談の通知を郵送します
 国保税の滞納があると郵送されず、納税相談による交付となります。納付するまでは保険証の交付ができませんのでご注意ください。

2020年8月支給分から 児童扶養手当・特別児童扶養手当の金額が変わります
 保健福祉課 ☎ 22-3042 住民生活課 ☎ 25-2511

児童扶養手当 (4月1日から変更)

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母、もしくは親に代わって児童を養育している方に支給される手当で、児童が育成される家庭の生活安定や、自立促進などが目的です。

対象児童	全部支給 (月額)	一部支給 (月額)
1人	43,160円	受給者の所得に応じて43,150円～10,180円
2人	53,350円	受給者の所得に応じて53,330円～15,280円
3人	児童が1人増すごとに最大6,110円加算	

特別児童扶養手当 (4月1日から変更)

特別児童扶養手当は、身体または精神に一定の障害がある20歳未満の児童を監護している父(母)または養育者に支給される手当で、児童の福祉向上に資することが目的です。

区分	月額 (児童1人につき)
1級 (重度障害児)	52,500円
2級 (中度障害児)	34,970円

ひとり親家庭等の医療費助成制度

ひとり親家庭、父母ともいない家庭、両親のいずれかに障害のある家庭の親と子を受給者とし、受給者の保険診療分にかかる医療費(入院・通院・保険調剤)を助成する制度です。

10月30日迄 合同金婚式の参加者募集 結婚50年の節目を祝う金婚式

結婚50周年を経過し、夫婦ともに健在の方々を対象に合同金婚式を開催します。自分たちが対象ではないかと思われる方は、本庁保健福祉課か支所住民生活課へ8月21日迄までにご連絡ください。

日時 ▶ **10月30日迄**
 場所 ▶ 錦江町総合交流センター
 対象 ▶ 下記の1か2に該当する方

- 1 昭和45年1月1日から同年12月31日までに婚姻届を提出し、夫婦ともに健在の方々。今年1月以降にどちらかが死亡されている場合も該当します。
- 2 婚姻当時の事情で届出の遅れた方々で、第1子が昭和45年中に出生している場合も該当します。

申込締切 8月21日迄



保健福祉課 ☎ 22-3042 / 住民生活課 ☎ 25-2511

新型コロナの影響で納付が困難な世帯へ 国保税の減免申請を受け付けます

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した世帯は、申請により国が定める基準に基づいて国保税の減免を受けられます。対象となる国保税は令和2年2月1日から翌年3月31日までの納期到来分で、つぎの1か2に該当する方が対象となります。

- 1 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った世帯
 - 2 主たる生計維持者の事業収入や不動産収入、山林収入、給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、下記要件のすべてに該当する世帯
- ▶ 事業収入等のいずれかの減少額が前年の10分の3以上
 - ▶ 前年の合計所得金額が1,000万円以下
 - ▶ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得合計が400万円以下

対象となる国保税 ▶ 下記期間の納期到来分
令和2年2月1日～令和3年3月31日

減免に該当すると思われる方は、申請手続き前に住民税務課か住民生活課まで必ずお問合せください。

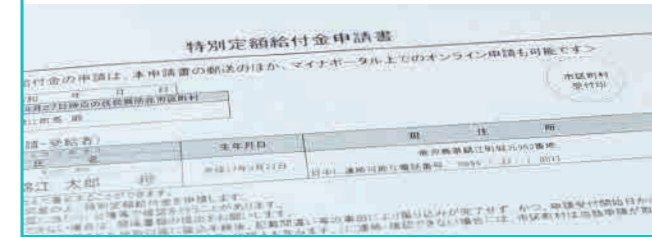
住民税務課 ☎ 22-3037 / 住民生活課 ☎ 25-2511

1人10万円の特別定額給付金支給 申請期限は8月11日迄まで

新型コロナ対策による各家庭への支援策として1人10万円の特別定額給付金を支給しています。申請がお済みでない方は、自宅に届いている申請書に必要な書類を添えて申請期限内に提出してください。

申請はお早目に
申請期限 8月11日迄

申請方法 ▶ 郵送 / オンライン / 役場窓口
特殊詐欺に注意 ▶ 給付金支給に便乗した詐欺が増えています。役場が銀行ATM操作や、手数料の振込などを求めることは絶対にありませんのでご注意ください。



政策企画課 ☎ 22-3032

農産物の販路拡大・経営力アップを支援 研修や施設使用料の経費助成

生産性向上や経営力アップに向けた研修などを行う場合、経費の一部を助成します。また、農産物の販路拡大を目的に6次加工に取り組む場合、大隅加工技術センターの使用料を3分の1、上限1万円まで助成しますので、希望する事業者はご連絡ください。

研修助成費 研修費用の一部を助成
県内 ▶ 5,000円 / 県外 ▶ 20,000円
国外 ▶ 40,000円 ※いずれも1人当たりの上限額
施設使用料 大隅加工技術センターの使用料を助成
施設使用料の1/3以内 (上限1万円)
 ※各助成は予算の範囲内とします



産業振興課 ☎ 22-3034